

## 防災行政無線（同報系）のチャンネル数について

（総務省関係）

## 要望内容

各区役所から速やかに避難勧告等が発令できるようにするため、防災行政無線（同報系）のチャンネル数の追加

## （要 旨）

防災行政無線は、現在、総務省の基本方針に基づき、行政区を有する政令指定都市や合併により広大な面積を有する市町村に対しても、均一的に1自治体1チャンネルが割り当てられているため、国が指導している地域を絞り込んだきめ細かい防災情報の発信に適応しているとはいえない状況です。

本市は市域も広く、雨の降り方など気象条件も地域によって差があることから、避難勧告等の発令は、8区ある各区役所の災害対策本部から小学校区を単位としてその危険区域を対象に行っています。

しかし、防災行政無線のチャンネル数が全市域で1チャンネルしか割り当てられていないため、複数の区が同時に避難勧告等が発令しなければならない場合、一つの区が防災行政無線を使用している間は、他の区は使用できず、避難勧告等の放送までに時間を要しています。実際に、昨年6月の大雨の際には、複数の区が同時に避難勧告等が発令しなければならない状況となったことから放送の順番待ちが生じ、一部地域で避難勧告等の放送が最大1時間以上遅れる事態が発生しました。

こうした事態に対応するため、本市では運用面の対策として、複数の区が同時に避難勧告等が発令しなければならない場合には、市の災害対策本部においてまとめて放送することや、放送文を簡潔にすることで放送時間の短縮を図っているところです。

しかし、運用面の対策だけでは限界があることから、各区役所から速やかに避難勧告等が発令できるように、チャンネル数を追加していただくよう、格別のご配慮をお願いいたします。

## 大雨・洪水注意報及び警報の発表区域について

(国土交通省関係)

### 要望内容

住民の適切な避難行動に繋げるため、現行の市町村単位の二次細分区域を更に細分化した、行政区ごとの大雨・洪水注意報及び警報の発表

### (要 旨)

大雨・洪水注意報や警報は、行政区を有する政令指定都市や合併により広大な面積を有する市町村に対しても、均一的に市町村単位での発表が基本とされているため、市域の大きさや地形による気象状況の違いなどが十分に反映されていないものとなっています。

一方、本市は市域も広く、雨の降り方など気象条件も地域によって差があるため、区単位で災害対応を行うこととしており、大雨・洪水注意報の発表時には、注意体制を敷き、早期の情報収集に努め、また、大雨・洪水警報の発表時には警戒体制に移行し、災害発生に警戒するとともに、住民に対して自主的な避難の呼びかけを行う注意喚起を行っているところですが、例えば市域の西部にある佐伯区の一部のみで強い降雨がある一方で、降雨が全く無い東部の安芸区においても、大雨・洪水注意報や警報が発表されている場合があります。

このような状況が度重なると、住民の大雨・洪水注意報や警報に対する警戒感の低下や、これに基づいて発信する注意喚起などの本市の防災情報に対する信頼感の低下を招きかねず、ひいては、避難勧告等に基づく住民の避難行動が適切に行われなくなることが懸念されます。

今後、気象庁におかれては、警報等の危険度を色分けした時系列表示など、よりきめ細かで分かり易い危険度に関する情報提供が行われる予定ですが、これらの情報を住民の適切な避難行動に繋げるためには、住民が普段から馴染みのある大雨・洪水注意報や警報への住民の信頼感をより高めることが必要であると考えます。

そのため、現行の市町村単位の二次細分区域を更に細分化した行政区ごとの大雨・洪水注意報や警報の発表が行われるよう、格別のご配慮をお願いします。